

行政院会社法改正草案の要点

会社法は民国 18 年(the year of 1929)に制定公布されて以来、数度かにわたり改正が行われてきた。行政院が今年(2013 年)提出した会社法改正案において、多くの内容が変更され、下記にてまとめる。

改正要点	内容及び改正目的	該当される 条番
<p>制限付株式の交付対象を緩和</p>	<p>職員、經理人及び職員身分を有する取締役のほか、子会社及び従属会社の職員も制限付株式の発行対象として認められることとなった。</p> <p>2011 年にて会社法改正した際、第 267 条に第 8 項において、会社が職員に対して取得条件及び譲渡期間に制限がある制限付株式（有償又は無償で発行することができ、具体的な発行方法などは「発行人有価証券募集及び発行処理準則」第 60 条の 1 から第 60 条の 9 までを参照）を発行することによって、会社の職員を奨励する規定を追加した。</p> <p>本規定の制定によって、会社に新たな職員奨励の方式を提供した。但し、会社法第 267 条第 8 項規定に基づき、制限付株式の発行対象は<u>会社の職員に限られ、従属会社の職員は含まれていない</u>。その一方、<u>持株会社及び再投資事業を有する会社</u>はこの規定により恩恵を受けることはない。なぜなら、国内の上場金融株持会社の多くは、職員をその子会社に配置しているため（例えば証券、銀行、保険会社など）、金融株持会社は現行の規定に基づき、制限付株式を発行する方式で従属会社の優秀な職員を奨励することができず、また再投資事業、若しくは子会社を有する国内親会社（特に IT 産業）も同様の問題に迫られている。</p> <p>以上により、仮に法律の改正によって、発行対象を従属会社の職員まで拡大した場合、まず恩恵を受け</p>	<p>第 267 条</p>

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない

	<p>ることができる受益者は金融株持会社で、その他再投資事業又は子会社を有する事業もその恩恵を享有することができる。</p>	
<p>会社定款に従業員のボーナス分配比例を記載しなければならない規定を削除</p>	<p>今回会社定款にて従業員のボーナス分配比例を記載しなければならない規定が削除された。</p>	<p>第 235 条第 2 項、第 240 条第 4 項を削除</p>
<p>一年間に二回の配当を許可</p>	<p>証券市場への投資の誘因を増やすため、今回の会社法の修訂は日本法律を参考し、公開発行会社は中間配当できる規定を追加した。一年間に二回配当は資金運用の柔軟性を増加するほか、株式価値の向上、投資報酬の計算の簡易化によって、利益分配を重視する投資者に対する誘因となる。特に外資法人にとってはより一層の誘因となる。</p> <p>(行政院は過去 (2007 年) にて会社法の年間 2 回配当に関する規定の改正を提出したことがある。会社の費用を軽減するため、当時の規定は会社定款に中間配当の一定額又は一定比例及び一定期間を規定した場合、取締役会に中間配当を分配し、事後に株主総会に報告する権限を与えた。但し、当時該当法律を立法院の審査を通過できなかった。)</p>	<p>第 20 条</p>
<p>外商認許制度の廃止</p>	<p>取引安全及び本国利益を保護するため、我国は「外商認許制度」を以って外国法人が我国における商業行為を管制している。現行の法律規定に基づき、認許を得ていない外国法人は我国に支店を設置して営業行為を行うことができないほか、実務上も該当外国法人の権利能力を承認しない。</p> <p>但し、国際交流が頻繁となった現代社会では、外国法人と我国人民との商業活動は国内の営業活動のみにとどまらず、認許を得ていない外国法人の法人格を承認しないことは国際経済貿易交流の障害を形成しつつあり、且つ、外資の引き寄せにも悪影響</p>	<p>第 4 条、第 371 条、第 375 条</p>

	<p>を与えている。例えば、外国法人が我国で営業行為に従事しているが、台湾で支店を設立しようとはせず、一人のみ派遣して会社の代表として法律行為を行うことは一般的となっているにもかかわらず、紛争が生じたとき、かかる法人格は我国に承認されてないため、その行為の法律効力が曖昧となっているなどがある。</p> <p>従って、今回の会社法の改正は外商認許に関する規定を削除し、外国法人は行政機関の認許を取得する必要がなく、直接に支店の設立登記を行い、台湾で支店を設立できるようになった。外商認許制度の廃止は外国法人が台湾で支店を設立する行政手続きを簡易化するだけでなく、同時に外国法人の法人格を承認したと見做し、経済貿易交流障害の解決や外資の引寄せにとって実質的な幫助となることが考えられる。</p>	
<p>株主総会電子投票を行うとき、事前に取締役、監査役候補者リストを公告するものとする</p>	<p>金融監督管理委員会（以下「金管会」という）書簡（金管証交字第 1010005306）に基づき、会社資本金が新台幣ドル 100 億元以上に達し、且つ、株主名簿に登録される株主人数が 1 万人以上に達した上場（店頭）会社が株主総会を開催するとき、電子投票を議決権の行使方法の一つとして規定しなければならない（現在、金管会は新台幣ドル 100 億元の制限を 50 億元に調整することを検討している）。</p> <p>これに従って、上場（店頭）会社の資本額及び株主人数は一定の数量に達したとき、株主総会にて電子投票方式での議決権行使を方法の一つとして、株主に与えなければならないことがわかる。但し、電子投票は取締役、監査役推薦制（会社法第 192-1 条）に符号しなければ、その効力を発揮することができない。それは、株主は取締役、監査役を選出するための株主総会にて電子方式で選挙する場合、議決権の行使期限前に株主に取締役、監査役候補者リストを知らせなければ、株主は取締役、監査役候補者を</p>	<p>第 192-1 条</p>

	<p>知らずに投票することができない。</p> <p>取締役、監査役推薦制は、取締役会及び 1%以上の株式を所持する株主により取締役、監査役候補者を提出することができ、会社は株主総会が開催する一定期間の前に候補者リスト（定期総会が開催前 40 日以前、臨時総会が開催前 25 日以前）を公告し、株主が株主総会が開催する前に取締役、監査役候補者を知らせなければならない。</p> <p>但し、電子投票日はすべて株主総会の開催日以前に定められ、且つ、我国では<u>取締役、監査役推薦制の電子投票について公告期限を定めていない</u>ため、多くの会社は電子投票日の前日にて取締役、監査役候補者リストを公告することとなり、電子投票の株主は取締役、監査役候補者について熟考する時間を与えていない。</p> <p>そのため、改正後の会社法は、電子投票方式で取締役、監査役を改選するとき、会社は株主に候補者について熟考する時間を与えるために<u>ロックアップの 10 日前に取締役、監査役候補者リストを公告することを明確的に定めた</u>ものである。</p>	
<p>会社減資、公開発行停止案について、臨時動議にて提出することを禁止</p>	<p>一部の議案、例えば取締役、監査役の解任、会社定款の変更、会社の解散、合併、分割、会社法第 185 条第 1 項各号規定の事項等は、株主、債権者權益に著しい影響をもたらすことがあるため、会社法第 172 条第 5 項規定にて、前述事項は臨時動議にて提出することを禁止する。</p> <p>会社運営の健全、株主權益を保障するため、今回の法律改正案は減資及び公開発行の停止について、臨時動議にて提出することを禁止した。</p>	<p>第 172 条第 5 項</p>